

風力発電施設建設に対応した施策案に対するご意見一覧

パブリックコメント 8人 延べ24件 (条例・規則 9件 ガイドライン 12件 その他 3件)

平成19年4月5日現在

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
1	<p>・ 対象風力発電及び増設対象を総出力1万kw以上にしていますが、これでは細切れに増設を行えば莫大な施設がアセス無しで建設可能になってしまいます。環境対策としてのアセスの意味がなくなります。総量規制も考えるべきです。</p>	<p>・ 環境影響評価条例は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、個々の対象事業ごとにその事業特性、地域特性を踏まえ、事業者自らが環境の保全に配慮して実施するための手続などを定めたものであり、総量を規制するものではありません。</p> <p>風力発電施設については売電を目的とした大規模施設を想定し、総出力1万kw以上（増設の場合は増設分の総出力が1万kw以上）の施設を対象とすることとしています。</p> <p>現在、入笠山や峰の原で計画されている事業も総出力が1万kwを超えていますので、条例の対象になります。</p> <p>また、段階的に建設する場合であっても、当初計画において総出力が1万kw以上となる場合は条例の対象となります。</p> <p>なお、定格出力50kw以上の風力発電施設の建設については、慎重に検討すべき地域を示した「影響想定地域マップ」を作成・公表するとともに、長野県内の風力発電施設の建設に関する手続のガイドラインを策定することとしています。</p>
ガイドライン	<p>事業概要書公表のあと45日で住民意見を提出となっていますが、せめて縦覧後45日以上でなければ問題点をみきわめ、意見をまとめることはできないでしょう。日数は延ばすべきです。</p> <p>また、同意書への住民意見提出も同意書公表後45日となっているが、これもせめて縦覧後45日以上でなければ十分ではない。</p>	<p>、 事業概要書に対する住民意見の提出期間については、住民意見の提出期間の保証と手続の早期完了というバランスを考慮し、環境影響評価条例の手続において、方法書や準備書についての住民等の意見提出期間が、縦覧期間の1か月に2週間を加えた期間とされていることを参考に定めたものです。</p> <p>なお、この規定はあくまでもガイドラインとして住民の皆様や市町村等に活用していただくものですので、仮にこの期間では不十分であると市町村長が判断する場合は、事業者との話し合いの上で、この期間を延ばすことは可能と考えます。</p>

区 分		意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
1	ガイドライン	市長などへの同意が不要の場合とはあるがどのようなケースか、経産省の補助金を受けない場合か、それであっても、アセスを必要とするほどの開発には住民及びその意向を受けた市長などの同意は必要である。	同意が必要な場合については、事業者が経済産業省の補助金を受ける場合のほか事業実施を円滑に行うため地元の協力を得たい場合などが考えられます。最終的には事業者の判断によるものと考えますが、計画内容を住民の皆様に対して十分な説明をするよう、事業者に求めてまいります。
2	条例・規則	<ul style="list-style-type: none"> 総出力10,000kw以上の風力発電所の建設を条例の対象事業とします。となっていますが、10,000kw以下の対象外の工事を繰り返せば大規模発電が可能となってしまいます。これでは意味がありません。総量規制などを盛り込む必要があると考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見1 条例・規則をご覧ください。
	ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 事業概要書公表のあとわずか45日で意見を提出となっています。又同意書への意見提出も同意書公表後45日となっています。どちらもあまりに短すぎると感じます。せめて縦覧後45日くらいの余裕が欲しい。素人が縦覧を見て意見をまとめるには時間がかかります。その点の配慮をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見1 ガイドラインの 、 をご覧ください。
3	条例・規則	総出力10,000kw以上としていますが、数回に分けての提出が可能だとすれば問題です。規制する規定が必要です。	意見1 条例・規則をご覧ください。
		<p>バードストライクは少ない数の風力発電施設でも起こり得ます。大型鳥類の飛翔高度も40m～200mと様々です。出力の総量よりむしろ一基あたりの規模（exハブの高さ60m以上の大型風車など）が問題だと思えます。</p>	<p>1基当たりの規模が小さくても基数が多くなれば環境影響は大きくなることから、総出力を条例の規模要件としています。</p> <p>なお、売電事業としての採算性を考えた場合、発電効率のよい大型風車を設置するのが一般的であると思われるので、条例の対象とする総出力が1万kw以上の大規模な発電施設であれば、1基当たりの規模も相応の規模のものになると考えます。</p> <p>また、定格出力50kw以上の風力発電施設の建設については、「影響想定地域マップ」を作成・公表するとともに、長野県内の風力発電施設の建設に関する手続のガイドラインを策定することとしています。</p> <p>バードストライクの問題については、現在、環境影響評価に関する技術的手法等を定めた環境影響評価技術指針の見直しを進めており、鳥の渡りなど風力発電施設を想定した際に必要となる調査方法等についても、県環境影響評価技術委員会において検討しています。</p>

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設建設に対する条例の改正、ガイドラインの制定には賛成します。内容については山岳地帯における建設条件を厳しくすべきと考えます。風車はヨーロッパでは歴史的に存在していたが日本ではほとんどありません。日本では風車を利用しようとしても台風などの気象条件で淘汰され、年間を通じて変化の少ない水を利用する水車は広く普及したと思います。結局長いスパンでコストの得られるものを人々は利用していたのではと思います。現状は欧米のエコイメージで風力発電が支持されているのではと思います。CO₂削減は重要な課題ですが、長野県の山と清流にマッチした水車のほうが、山の尾根にそびえ立つ風車より美しいと思います。異様と思えるものは、どこか人間の自然なバランス感覚を欠如していると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 信州の美しい自然や景観は、本県のみならず、日本全国、さらには世界中の人々にとって貴重な共通の財産であり、この自然や景観を保全・育成し、将来の世代に引き継がなければならないと考えます。そのため、本県の自然環境や景観等に少なからず影響を及ぼすおそれのある災害や環境などの観点から影響が想定される地域への建設は慎重な検討を要すると考えます。
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> I P P ジャパンの根子岳大型風力発電施設 16 基の計画問題に直面しています。事業者は、住民の合意が必要なのに、情報を明らかにしません。現状では、補助金の申請がなければ、どこにでも自由に建設することが可能です。長野県は、自然豊かな山岳地帯が最大の魅力です。人工物を規制することは緊急の課題です。海岸地帯と異なり、山岳地帯の人工物である 100m を超える風力発電塔は、見える範囲が広大です。根子岳の風力発電塔は、北信五岳、浅間連峰、北アルプスからも眺められます。景観を著しく阻害します。この問題を条例で規制することが必要です。後世に悔いを残さないためにも。2000m を超える山岳地帯の風力発電施設は、厳冬期の低温、強風の中メンテナンスは可能でしょうか。建てたけれども放置される可能性は高いことでしょうか。阿蘇近辺の山岳地帯の実態を調査して参考にさせていただきたい。撤去について明文化してほしいです。また、標高の制限をしてほしいものです。2000m の高さについては、外国を含め実績はあるのでしょうか。事業者は、自然の厳しさをほとんど認識していないようです。2000m を超える山岳地帯の風力発電は事業として成り立つのかどうか。根子岳を実験材料にするには、納税者の立場としても、約 20 億円の補助金が心配です。 	<ul style="list-style-type: none"> 中・大型風力発電計画に対する考え方については、意見 4 をご覧ください。 具体的な事業に関しては、保守・撤去の実現性を含め計画内容を住民の皆様に対して十分な説明をするよう、事業者に求めてまいります。

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
6 条例・規則	<ul style="list-style-type: none"> 以下の点の変更の御検討をお願いいたします。 「総出力10,000kw以上の風力発電所の建設を条例の対象事業とします」を「総出力 4,000kw以上の風力発電所の建設を条例の対象事業とします」に 理由 総出力の裾きりは10,000kwとされていますが、1基当たりの出力を最大 2,000kwとすると、5基以上の施設に本条例が対応することになります。管理道路などの建設を考えるとかなり大規模な施設という印象が否めません。中・大型風力発電施設の建設・運転による山地災害や自然・景観などへの影響を懸念するのであれば、裾きりの総出力をもっと下げるべきと考えます。分類基準で大型風車2基以上、つまり総出力 4,000kw以上の施設にすることを提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見1 条例・規則をご覧ください。
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> 長野県は山岳県です。日本全国、世界からもこの日本アルプスの雄姿に惹かれて、そこから流れ下る清流に手招きされるように、多くの登山愛好家らが訪れています。この誇るべき景観は、未来に残すべき宝だと痛感している一人です。 地球温暖化が深刻化する中、クリーンエネルギーの利活用に注目が集まり、その推進を図ることは、今を生きる私たちの共通認識です。地球というかけがえのない財産を守るためのクリーンエネルギー活用ですが、一面では、山岳地帯への風車建設は、その地球の財産である自然に莫大な負荷をかけるものではないでしょうか。 クリーンエネルギーは、自然という恵みをいただく謙虚な態度が求められるエネルギーです。自然を大きく壊し、私たちの経済活動にあわせた形で推進すべきではないと考えます。私たちに今求められるのは、まず、消費過剰な生活を見直すことです。 長野県が誇るべきものは、この素晴らしい自然環境です。これは、同時に広く世界に共通する価値観です。自然に負荷をかけ、災害を誘発し、しかも景観を著しく壊す大型風車は、未来の子どもたちに残すべきものではない、と思います。この雄大な山岳景観を誇る長野県だからこそ、その素晴らしさ、かけがえのなさをこそ、世界に発信すべきであり、未来に負の遺産を残す可能性が非常に高い大型風車建設には、長野県として、歯止めをかけるべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見4 をご覧ください。

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
8 条例・規則	<p>条例に「風力発電所の建設」を追加することは、待望の改正であり、一日も早く成立・施行となることを待ち望んでいます。この条例をさらに充実させるため、以下のことを改正に盛り込んでいただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>条例附則の経過処置について NEDOマニュアルによる方法書や評価書案があれば、条例の書類とみなすとしていますが、NEDOマニュアルは解釈の余地が広く、事業者がこれを自主的に解釈したり省略したりして作成した方法書は実情に合わない部分が少なくありません。</p> <p>根子岳のケースでは、例えば、NEDOマニュアルP28、情報提供を行うべき地域は「環境影響を受ける範囲」とあります。山岳の景観・騒音や水源問題などは広範囲に影響が出ます。しかし、事業者の情報提供は須坂市だけで、上田市や長野市などを無視してきました。(07.3月下旬にやっと菅平で説明会をしましたが、まだ方法書は上田市側では公表されていません。)</p> <p>同P28、「工事に・・・に対する評価項目は基本的に除外するが、立地場所の地域特性・・・を勘案し、必要に応じて評価項目の追加を検討する」とあるのに、「基本的には除外する」だけを見て後半の但し書きを無視し、事業者方法書では「対象としないこととした」としています。水源地であり、土石流発生地であることは十分承知しており、自ら依頼した地質コンサルからさえ水質汚濁、水量低下の可能性を指摘されていたのにかわらず。</p> <p>従って、ただ一律に「書類とみなす」のではなく、十分その内容を審査して「NEDOマニュアルや条例の内容からみて不足する部分を補えば、条例の書類とみなす」としてください。</p>	<p>NEDOのマニュアルに基づいて作成された方法書、評価書案を条例の規定に基づく方法書、準備書とみなした後、条例の手續により住民の皆様や市町村長、県環境影響評価技術委員会の意見をお聴きし、不十分な点があるときは、知事意見として内容の補正や追加調査など必要な対応を求めてまいります。</p>
	<p>施行規則別表第1について 第1種事業の要件は、新規建設の場合が総出力1万kw以上、規模変更の場合が1万kw以上増加するものとしています。</p> <p>しかし、最高高さ100mクラスの大型機は1基であっても場所によっては、景観やバードストライク、その他の心配が出る可能性があります。総出力ではなくサイズや立地場所も加味すべきではないかと思えます。</p>	<p>意見1 条例・規則をご覧ください。</p>

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方									
8 条例・規則	<p>長野県は山岳県としての特殊事情を考慮して、「影響想定地域マップ」を作成しつつあり、その指定区域内では、中・大型（50kw以上）は抑制すべきものとしています。従って、この指定区域内では中・大型は第1種事業にしてアクセスを義務付けてください。「信州」ブランドを守るためにも是非とも必要な要件だと思います。</p> <p>次に、単機1670kwだとすると、5基で総出力 8,350kwだからアクセス対象外です。5基ずつ何度増設してもアクセス対象外になり、抜け穴になるおそれがあります。これを許しては条例の目的を達成できません。もともと1万kw以上はアクセス対象なのだから、増設した後の累積総出力が1万kw以上になる場合はアクセス対象としてください。</p> <p>もうひとつ、第2種事業の規定がありません。第2種事業は、第1種事業に準ずる規模が、「環境の保全上特に配慮が必要な地域での事業」と規定されています。総出力1万kw未満であっても、アクセスが必要かどうかの「判定」すらせずに大型機を建設しては、自然や山岳を誇りにする長野県の自主性を疑われます。</p> <p>大型（1000kw以上）は第2種事業にし、アクセスの要否を個別判定するようにしてください。さらに、「影響想定地域」内では小型（50kw未満）でも合計50kw以上を第2種対象に追加してください。</p> <p>以上を整理すると、事業要件は次のようになります。</p> <table border="0" data-bbox="421 874 1265 970"> <tr> <td>場所区分</td> <td>第1種事業（義務）</td> <td>第2種事業（個別判定）</td> </tr> <tr> <td>一般の場所</td> <td>総出力1万kw以上</td> <td>大型（1000kw以上）</td> </tr> <tr> <td>影響想定地域</td> <td>中大型（50kw以上）</td> <td>小型でも合計50kw以上</td> </tr> </table> <p>〔補足1〕他の自治体のアクセス対象の要件を参考までに調べました。 兵庫県GL(ガイドライン)(05.10) 設置・増設とも単機出力1500kw以上 稚内市GL(00.4、03.4改正) 100kw以上 浜松市GL(06.8) 単機又は複数機の合計出力100kw又は地上高30m以上</p> <p>これらを見ると、一律に100kw以上をアクセス対象にすべきかもしれませんが、そうしたとしても、長野県が突出するとは言えません。美ヶ原の既設分は150kwが2基ですが、やはりアクセスすべき規模と場所ではなかったかと思います。</p> <p>〔補足2〕米国アルタモントパスでの長年の研究によれば、バードストライクの発生が多い場所として、風車が林立している所の最端部、離れた所に1基ある場合、風車の間隔が長い所と報告されており、基数が少ない場所でも危険であることが指摘されています。</p>	場所区分	第1種事業（義務）	第2種事業（個別判定）	一般の場所	総出力1万kw以上	大型（1000kw以上）	影響想定地域	中大型（50kw以上）	小型でも合計50kw以上	
場所区分	第1種事業（義務）	第2種事業（個別判定）									
一般の場所	総出力1万kw以上	大型（1000kw以上）									
影響想定地域	中大型（50kw以上）	小型でも合計50kw以上									

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
8	<p>施行規則別表第2 評価書作成における軽微な修正について 総出力が20%以上増加しないこと、事業実施区域から 300m以上離れないこと、としています。 根子岳のケースで16基の場合、総出力 2.7万kwになり、その20%は5300kwであり、3基増やして19基にしても「軽微な変更」だから再評価不要です。(発電機が工事の出来栄によって出力が増加するなどといったことは考えられません。)区域は300m拡大しても「軽微な変更」となる。当初 500m離れた計画地だったのに、いつの間にか200mになっていた、ということも許すこととなります。300mあれば川や崖の向こうとこっちにもなり得ます。これでは寛容すぎて、条例の目的を達成できません。 従って、減少や縮小はいいとしても、増加や拡大は不可としてください。これが法規制の通例ではないかと思えます。</p>	<p>、 条例・規則では、事業者が環境影響の緩和のため柔軟な対応ができるよう、軽微な修正については、改めて環境影響評価手順を経ることを要しないこととしており、風力発電施設については、工場又は事業場、廃棄物処理施設等と同じく、施設処理能力(総出力)の増加については評価書作成時20%未満、事業実施時10%未満、事業区域の拡大についてはいずれも 300m未満としています。 なお、上記要件に形式的に該当する場合であっても、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情がある場合には、改めて必要な手続を行うこととされています。</p>
	<p>施行規則別表第3 事業実施における軽微な修正について 総出力が10%以上増加しないこと、事業実施区域から 300m以上離れないこと、としています。 前項と同じ理由で、増加や拡大は不可としてください。</p>	
ガイドライン	<p>事業概要書に対する住民意見書の提出は公表から45日程度の間とありますが、これでは早すぎます。事業概要書は抽象的で、説明会では具体的な工事内容がなかなか開示されないため、時間がかかります。提出期限の起点は、事業概要書公表からではなく、説明会で十分情報公開がなされた時点からとしてください。</p>	<p>意見1ガイドラインの 、 をご覧ください。</p>
	<p>事業概要書住民意見見解書の公表時期は、同意申請書又は事業総合見解書に記載され縦覧されるとありますが、これでは遅すぎます。公表時期は見解書作成後直ちに、遅くとも意見交換会以前にしてください。</p>	<p>事業概要書の段階での事業者の負担を軽減することにより、できる限り早期に事業概要書を提出するよう誘導しようとするものです。 これは、条例の手続において、方法書について住民等の意見を事業者が知事や市町村長に送付するときの取扱いを参考に定めたものです。 なお、この規定はあくまでもガイドラインとして住民の皆様や市町村等に活用していただくものですので、仮に、この取扱いでは不十分であると市町村長が判断する場合は、事業者との話し合いの上で、御指摘のとおり取り扱っていただくことは可能と考えます。</p>

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
8 ガイドライン	<p>地元の同意が不要な場合は手続省略可能とありますが、たとえ事業者が補助金不要だといひ、地権者が承諾だとしても、環境影響が予想されれば、周辺地元に無断で建設するわけにはいかないのは、世の良識ではないでしょうか。同意不要とできる条件は、「何の環境影響も予想されず、誰からも苦情がない場合のみ」に限定してください。</p>	<p>意見1ガイドラインの をご覧ください。</p>
	<p>同意申請書の提出時期は、環境影響評価書又は社会条件調査書作成前にも可能とあります。環境影響評価書は、業者にとっては同意申請できるかどうかの判断資料であり、住民や首長にとっては同意すべきか否かの判断資料になるものです。同意申請書の提出時期は環境影響評価書の作成後にしてください。</p>	<p>同意申請書の提出については、事業計画の熟度の低い早期の段階、すなわち時間や経費をあまりかけていない段階についても可能な時期とし、事業者の柔軟な判断を可能としようとしたものです。</p> <p>なお、この規定はあくまでもガイドラインとして住民の皆様や市町村等に活用していただくものですので、仮に、環境影響評価書又は社会条件調査書作成後に申請すべきと市町村長が判断する場合は、御指摘のとおり取り扱っていただくことは可能と考えます。</p>
	<p>同意申請書の記載内容は、同意するか否かの判断に十分なものでなければならず、「できるだけ具体的な事業計画」を記載するよう明記してください。全て終了した事業者総合見解書の段階で記載されたのでは遅すぎます。</p>	<p>事業概要書、同意申請書及び事業者総合見解書のいずれにも、その時点で「できるだけ具体的な事業計画」を記載することは当然と考えます。</p> <p>ガイドラインでお示しした手続の最終段階に至っても、事業計画のすべてが決まっていない場合も考えられます。事業者総合見解書は、住民の皆様に公表・縦覧される最後の書類ですので、この公表・縦覧の趣旨として、あえて「できるだけ具体的な」と記載したものです。</p> <p>なお、同意申請書の内容が十分ではないと市町村長が判断する場合は、その旨を事業者に通知し、再度同意申請書の提出を求めることも可能と考えます。</p>
	<p>同意申請書に対する住民意見の提出の期限の起点は、前述と同様に、同意申請書公表からではなく、説明会で十分情報公開がなされた時点からとってください。ここでは業者の詳細データの検証も必要であり、45日程度では短すぎます。ぜひ2倍以上の日数を確保してください。</p>	<p>意見1ガイドラインの 、 をご覧ください。</p>

区 分	意 見 の 要 旨	県 の 考 え 方
8 ガイドライン	<p>市町村の意見や回答書に先立って、住民などから要望がある場合は専門家や住民代表も入った公開の検討委員会を設置する手続を追加してください。</p>	<p>この規定はあくまでもガイドラインとして住民の皆様や市町村等に活用していただくものですので、市町村長が必要と判断する場合は、検討委員会の設置は可能と考えます。</p>
	<p>公表・縦覧の場所は事業者事務所、市役所・役場としていますが、資料をそこで読んだり、写したりするのは大変です。ホームページでの公開も義務付けてください。</p>	<p>公表・縦覧の方法や場所は、できる限り住民の皆様の利便を考慮した上で、事業者が確実に実施できる方法が望ましいので、その一つとして、ホームページでの公表も検討したいと考えます。</p>